

税

**家屋を取り壊したときは
忘れずに届出を！**

家屋の一部、または全部を取り壊した場合、所有者は減失の届出をする必要があります。

今年中に届出がなければ、引き続き固定資産税・都市計画税が課税される場合があるので、必ず届出をしてください。

問合せ 税務課

入湯税って何ですか？

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象外）。

鉱泉浴場の経営者が徴収し、市に納入することとなります。

納められた入湯税は、観光振興などのイベントの助成や環境衛生施設の整備のために使われます。

税額

●宿泊…1泊150円

●日帰り…1日75円

※年齢が12歳未満の人は、課税が免除されます。

◆令和7年度入湯税収入額

18,276千円

入湯税の使いみち

令和7年度は、観光振興事業、施設組合負担金事業に、それぞれ充当しました。

事業名	事業費(万円)	充当額(万円)
観光振興事業	21,393	1,828
施設組合負担金事業	128,436	
合 計	149,829	1,828

問合せ 税務課

税務署からのお知らせ

■令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げなど

所得税に関する各種控除が見直され、令和8年分以後の所得税に適用されます。主な改正内容は次のとおりです。

●基礎控除額の引上げ

●給与所得控除の見直し

●扶養親族等の所得要件の改正

所得税の確定申告は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用し、スマートフォンから申告することができます。

令和8年分所得税の改正内容に

ついても自動計算され、計算誤りを防ぐことができます。また、マイナンバーカードを利用したスマートフォンでの申告が便利です。確定申告の時は、ぜひ利用してください！



▲国税庁ホームページ

■年末調整に関するお知らせ

国税庁ホームページの「年末調整がよく分かるページ」では、手順を解説した動画やパンフレットなどの各種情報を閲覧できるほか、年末調整関係書類を取得することができます。

※年末調整の質問は「チャットボット（ふたば）」「タックスアンサー」を利用もしくは電話で国税相談専用ダイヤル（☎0570・00・5901）へ問い合わせてください。



▲タックスアンサー



▲チャットボット（ふたば）

■納税協会年末調整説明会

納税協会では年末調整説明会を開催しています。詳しくは納税協会のホームページをご覧ください。



▲納税協会ホームページ

問合せ

（公社）泉佐野納税協会
（☎462・0634）

個人事業税第2期分の納期限は11月30日(月)です

第2期分の納付書は、第1期分の納付書に同封しています。年間の税額が1万円以下の場合、第1期分で全額納付することになっているため第2期分の納付書はありません。口座振替を利用する場合、納付書は送付していません。納付書を破損・紛失した場合は、府税事務所へ問い合わせてください。

納付場所・納付方法

●口座振替

●「地方税統一QRコード（eLQR）」に対応した金融機関

●「地方税統一QRコード（eLQR）」に対応したスマートフォン決済アプリ

●「eLお支払サイト」を利用した納付

●府税の収納を取り扱う金融機関

●コンビニエンスストア、MMK設置店

※「eLお支払サイト」を利用し、クレジットカード納付、ペイジー納付（ATM、インターネットバンキング）ができます。詳しくは、「eLお支払サイト」をご覧ください。

問合せ

泉南府税事務所
（☎439・3601）

※各府税事務所内の指定金融機関窓口は廃止されました。納税が困難な場合は、早めに相談してください。



▲eLお支払いサイト

